

2022年6月24日
(2022年7月29日改訂)

公立民営アーカイブズ施設における

寄贈・寄託の方式

～調査・協力(アンケート)のお願い～

吉野作造記念館
(NPO 法人古川学人 指定管理)

目次

調査研究責任者あいさつ.....	3
調査研究の概要	3
その他の事項.....	4
アンケート 公立民営アーカイブズ施設における寄贈・寄託の方式	5
I 基礎的事項.....	5
II 寄贈について.....	6
III 寄託について.....	8
IV その他.....	10

調査研究責任者あいさつ

近年、自治体が設置するアーカイブズ機能を持った施設（文書館、博物館、図書館など）を民営化する動向が顕著です。2003年（平成15）の地方自治法改正による指定管理者制度の始まりは、この方向性を相当に決定づけました。

民営化は行政役割の縮小という時代の趨勢からして一定程度やむを得ない面もあります。しかし、そもそも市民の公共財産である所蔵資料の管理運営を民間に委託するのが適切なのか、あるいは適切な管理運営を行うには具体的にどのような制度設計が必要なのかなど、公立アーカイブズ施設の民営化には考えるべき課題が様々あります。

本アンケートは特に資料の寄贈・寄託について、寄贈者・寄託者・運営受託者（指定管理者など） - 行政の三者間の関係がどのように定められているか、その事例と背景のパターンを調査・分析することで、公立民営アーカイブズ施設が抱える課題とその解決策について考察しようとするものです。

つきましては御多忙のところたいへんお手数とは存じますが、なにとぞ趣旨をお汲み取り頂き、本アンケートの回答にご協力賜りますようお願い申し上げます。

調査研究の概要

□研究科題名

「民間による地域アーカイブズの経営と活用」

□研究責任者

小嶋 翔

吉野作造記念館（設置者：大崎市／指定管理者：NPO 法人古川学人）

〒989-6105 宮城県大崎市古川福沼 1-2-3

TEL 0229-23-7100 / Fax 0229-23-4979

職位：主任研究員 / 博士（文学）

〈参考〉「地域の博物館を民主主義の拠点に」（『voters』57号、2020年8月）

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/10/57%E5%8F%B7%E6%9C%80%E7%B5%82PDF.pdf>

□本調査研究が受けている競争的資金・研究助成

公益財団法人日本科学協会・笹川化学研究助成（2022年度）

「民間による地域アーカイブズの経営と活用」（研究番号：2022-8007）

その他の事項

報酬の有無

調査回答への報酬・返礼はありません。ご了承ください。

回答の方法

下記の2通りの回答方法を用意しております。Google form へのアクセス、またアンケート用紙 (word または PDF) のダウンロードは、いずれも専用 web サイト (<https://www.yoshinosakuzou.info/archives>) から可能です。

1, Google form での回答

2, アンケート用紙に記入 (word または PDF) の上、下記メールアドレスまで添付送信

Mail : yoshino-npo.fg [アットマーク] blue.ocn.ne.jp

※メールの件名を【公立民営アーカイブズ調査回答・貴館施設名】としてください。

回答の期限

たいへん勝手ながら、8月21日(日)までにご回答いただけましたら幸いです。

(期限終了後も一定期間は、上記1, 2, いずれの方法でも回答は受け付けております)

その他

いただいた回答を踏まえ、個別にインタビュー調査をお願いする場合があります。お受け頂くかどうかはまったく任意でご判断頂いて構わないものですが、ご理解・ご協力賜れますと幸いです。

アンケート 公立民営アーカイブズ施設における寄贈・寄託の方式

※ 回答に要する時間の目安は20～30分です。

※ すべての設問が任意回答ですが、ぜひ可能な限りご回答ください。

I 基礎的事項

質問1 貴館の施設名と設置者をご記入ください。

(施設名： /設置者：)

質問2 貴館の設置年度をご記入ください。

(年度)

質問3 貴館の運営を委託されている団体（以下、貴団体）のお名前をご記入ください。

()

質問4 現在、貴団体が貴館の運営委託を受けている法的枠組みは次のいずれですか？

指定管理者制度

その他 ()

質問5 前問で回答いただいた法的枠組みが貴館に導入されたのは何年度からですか？

(年度から)

質問 1 0 質問 7・8 で回答いただいた宛名・発行者になったのはいつからですか？

- A 貴館が行政直営だった頃から
- B 民間への業務委託（指定管理者制度以前）が始まった時点
- C B より後～指定管理者制度導入より前
- D 指定管理者制度が導入された時点
- E D より後～現在

質問 1 1 前問で回答いただいたタイミングで寄贈に関する文書の宛名・発行者（質問 7・8）が変更された具体的な理由は何ですか？ 貴団体または回答者の方の認識、お考えを差し支えない範囲でお教えてください。

- 分からない
- 以下の通り（自由記述）

質問 1 2 昨 2021 年度に寄贈を受けた資料点数をお答えください。

（ 点 ）

Ⅲ 寄託について

質問13 現在、貴館が資料収集の一環として寄託を受ける場合、寄託者が提出する寄託申込書（あるいはそれに類する文書）の様式で宛名はどのように書かれていますか？

例) ○○館長、指定管理者、知事、など

()

質問14 現在、貴館が資料収集の一環として寄託を受ける場合、寄託者に対して発行する受領書（あるいはそれに類する文書）の様式で発行者・差出人はどのように書かれていますか？

例) ○○館長、指定管理者、知事、など

()

質問15 質問13・14で回答いただいた寄託申込書と受領書（あるいはそれに類する文書）の様式を定めた法令はありますか？ ある場合は、その名前もご記入ください。

例) ○○館管理規則、△△館資料取扱要綱、など

ある ()

ない

質問16 現在、貴館が資料収取の一環として寄託を受ける場合、前問で回答いただいた法令では寄託期間を定めていますか？（更新可の場合も含む）

定めている (年)

特に定めていない

質問 17 質問 13・14 で回答いただいた宛名・発行者になったのはいつからですか？

- A 貴館が行政直営だった頃から
- B 民間への業務委託（指定管理者制度以前）が始まった時点
- C B より後～指定管理者制度導入より前
- D 指定管理者制度が導入された時点
- E D より後～現在

質問 18 前問で回答いただいたタイミングで寄託に関する文書の宛名・発行者（質問 13・14）が変更された具体的な理由は何ですか？ 貴団体または回答者の方の認識、お考えを差し支えない範囲で教えてください。また、質問 7 と 13、質問 8 と 14 とで回答が異なる場合（寄贈と寄託とで対応が異なる場合）、その理由をお教えてください。

- 分からない
- 以下の通り（自由記述）

質問 19 昨 2021 年度末時点での貴館が受けている寄託資料の点数をお答えください。

（ 点 ）

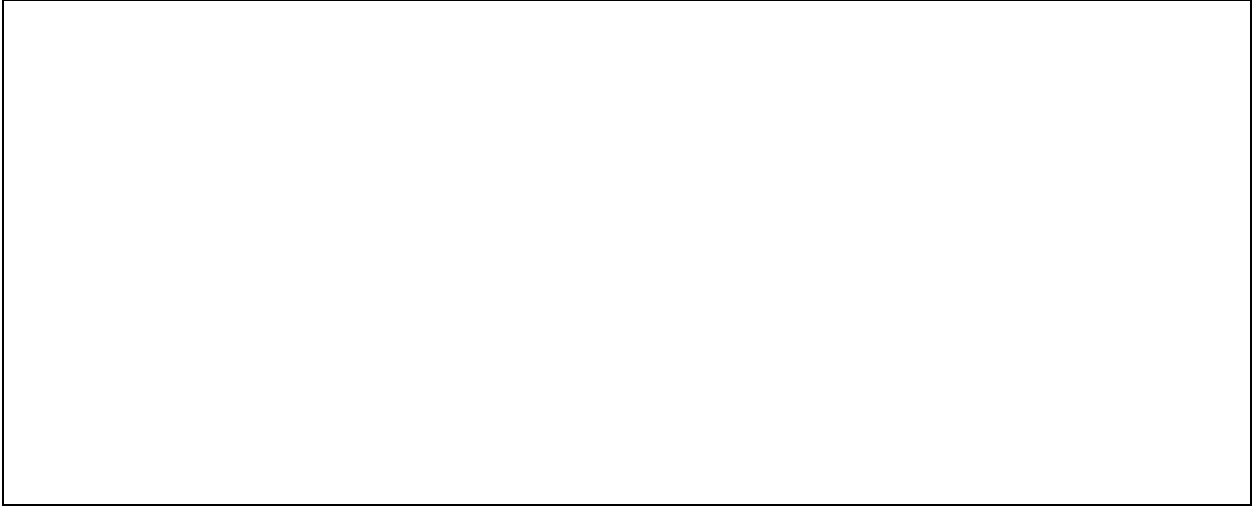
IV その他

質問20 行政担当部局と貴館・貴団体との間で、業務に関する相互の認識共有を図るために行っている工夫があれば教えてください。

- 特にない
- ある（自由記述）

質問21 公立民営施設としての貴館の特徴や運営にあたって工夫している点、また課題となっている点について教えてください。

質問 2 2 公立民営であることを活かした事業で、特に市民参加の活動、教育普及の活動（青少年層への社会教育、あるいは公教育との関係など）について、独自に取り組まれていることがあれば教えてください。（自由記述）



質問は以上です。ありがとうございました。